

# 日本保健医療大学 研究費の不正防止に関する大学内の責任体系図

令和5年1月25日改正

**最高管理責任者（学長）**  
 本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う

議論

理事会等  
 報告意見

基本方針の策定  
 必要な措置

↓

↑ 状況報告

**統括管理責任者（担当理事）**  
 最高管理責任者を補佐し、本学の公的研究費の運営・管理について、本学全体を統括管理する責任と権限を持つ

不正防止計画推進部署  
 最高管理責任者の直属  
 （総務課）

連携

内部監査部門（学長室）  
 重点的なリスクアプローチの監査の実施

連携

- 具体策の策定・実施
- 実施のための支援
- 実施状況確認（モニタリング）

↓

↑ 状況報告

**コンプライアンス推進責任者（学部長）**  
 統括管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、全学的な責任と権限を持つ

連携

具体策の実施、受講管理・指導、モニタリング・改善指導、状況報告

**コンプライアンス推進副責任者（看護学科長）**

**コンプライアンス推進副責任者（理学療法学科長）**

**最高責任者のリーダーシップ**

- ✓ 不正根絶への強い決意の表明
- ✓ 不正防止策について、実施状況等を踏まえ理事会等で定期的に議論
- ✓ 積極的に啓発活動を実施し、構成員の意識の向上と浸透を図る

**監事に求められる役割**

- ✓ 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況の確認
- ✓ 不正防止計画が不正発生要因に対応しているか確認
- ✓ 防止計画推進部署・内部監査部門との連携
- ✓ 理事会等において定期的に報告し、意見を述べる

**大学全体の不正防止対策をプロデュース**  
 （統括管理責任者及び防止計画推進部署）

- ✓ 不正防止計画の策定・実施
- ✓ コンプライアンス教育や啓発活動等の実施計画
- ✓ 上記を通じ、構成員の意識の向上と浸透を促し、組織全体で不正を防止する風土を形成するための総合的な取組を実施

監事

内部監査

監事監査